



第109期 定時株主総会 招集ご通知

● 日時

平成29年6月27日（火曜日）午前10時

● 場所

青森市橋本一丁目9番30号

当行本店大会議室（8階）

（末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）

郵送またはインターネットによる
議決権行使期限

平成29年6月26日（月曜日）

午後5時まで

株式会社 **青森銀行**

証券コード：8342

目次

第109期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
第109期事業報告	3
計算書類	32
連結計算書類	35
監査報告書	37
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	41
第2号議案 株式併合の件	42
第3号議案 取締役（監査等委員である 取締役を除く）9名選任の件	44
インターネットによる議決権行使のご案内	49
株主総会会場ご案内略図	

(証券コード 8342)
平成29年6月5日

株 主 各 位

青森市橋本一丁目9番30号
株式会社 **青森銀行**
取締役頭取 成田 晋

第109期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第109期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙または電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月27日（火曜日）午前10時
2. 場 所 青森市橋本一丁目9番30号 当行本店大会議室（8階）
3. 株主総会の目的事項
 1. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第109期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、詳細につきましては、後記（49頁から50頁まで）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

議決権行使書用紙とインターネットにより重複して議決権行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

◎お願い

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日は節電対応のため、会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主の皆さまは軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

◎お知らせ

- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当行ホームページ（<http://www.a-bank.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
- ・事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.a-bank.jp/>）に掲載いたします。

添付書類

第109期 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

(主要な事業内容)

当行グループは当行および子会社5社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。なお、子会社5社はすべて連結対象としております。

イ. 銀行業務部門

当行は本店のほか支店88か店、出張所12か店において、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、社債受託・登録業務および付帯業務を行っており、グループの中心的部門と位置づけております。また、子会社2社においては、不動産管理・賃貸業務、事務代行業務等を行っており、主に銀行業務の周辺業務を担っております。

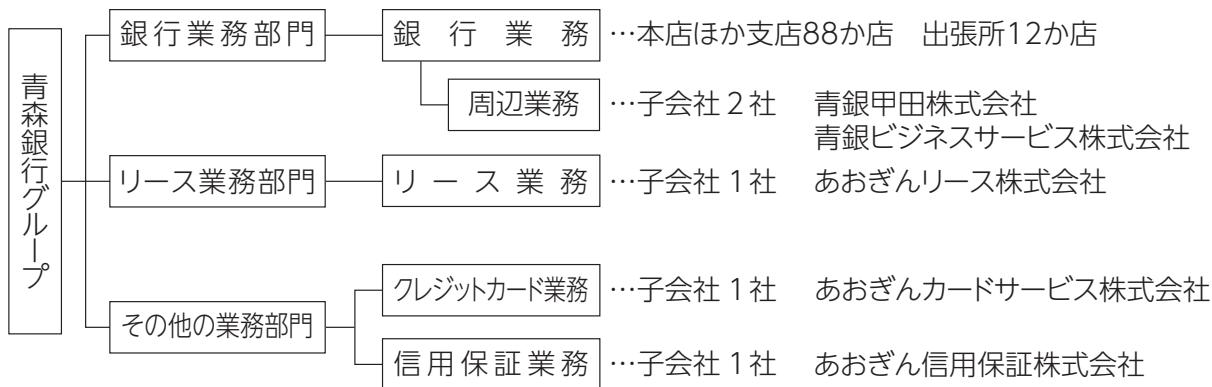
ロ. リース業務部門

子会社1社においては、リース業務等を行っております。

ハ. その他の業務部門

子会社2社においては、クレジットカード業務、住宅ローンの保証業務等を行っております。

当行グループの事業系統図



(金融経済環境)

平成28年度の国内経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和を背景とした企業収益の回復および雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、新興国の景気減速懸念、英国のEU離脱に向けた動き、および米国大統領選挙結果の影響などにより、株式、為替市場は、不安定な状況が続きました。

この間の青森県経済は、緩やかな持ち直しで推移しました。雇用情勢の改善が続き、雇用者所得が漸く上向いてきたことなどから、歳末商戦を含め嗜好品や高単価商品の販売が堅調に推移したほか、テレビや白物家電を中心に明るさがみられました。また、乗用車販売は、新車投入効果により底堅く推移しました。消費増税延期の決定に加え、低金利環境が継続するとの見方から、住宅投資が持ち直した一方、公共投資は横ばい圏内の動きとなりました。生産面では、通信機器や産業機械向け部品を中心に電気機械が高水準で推移したほか、首都圏の民間工事の増加や、国内自動車向け需要の持ち直しにより、素材関連も生産水準を引き上げております。一方、人手不足が深刻化しているほか、世界情勢における不確実性の高まりにより生産面への影響が懸念されるなど、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

(事業の経過および成果)

以上のような経営環境の中で、株主の皆さまをはじめ、お取引先各位のご支援のもと、役職員が一体となって経営基盤の拡充・強化に努めてまいりました結果、当グループの当年度事業成績につきましては、連結経常収益479億84百万円、連結経常利益74億31百万円、親会社株主に帰属する当期純利益49億59百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 銀行業務部門

平成28年度は、第15次中期経営計画「あおぎん Leading プラン」(平成28年4月～平成31年3月)の初年度として、目指す姿である「県内No. 1の信認と圧倒的な存在感を有し、地域活性化をリードする銀行」の実現に向け、地域およびお客さまへスピード・情報力・先見性の価値を提供し、資金供給機能・地域金融サービス・地域活性化を牽引する取組みを推し進めてまいりました。

営業活動としては、地域およびお客さまの将来を見据えたサービスの提供等、営業店と本部が一体となった営業推進サイクルの向上による「現場営業力の強化」を実践してまいりました。主な取組みなどは次のとおりであります。

○法人・事業主のお客さまへの取組み

お客さまとの対話を重視し事業内容をより一層理解することで、ニーズの深掘りや課題の共有を行い、さらなる「金融仲介機能の発揮」に向けた取組みを強化してまいりました。とりわけ、事業性評価を重視した取組みとしては、創業支援、成長支援等、お客さまのライフステージに合わせた資金供給機能のみならず、販路拡大、事業拡大に繋がるビジネスマッチングやM&A等コンサルティング機能の充実を図ってまいりました。また、法人営業推進者の行内資格である「法人F A（ファイナンシャルアドバイザー）」を養成・強化するとともに、地域資源活用による成長が期待される環境・エネルギー、アグリビジネス等の各分野に関する専担者を本部内に配置し、積極的な資金供給や地域産業の育成支援に向けた取組みを実施してまいりました。

海外分野においては、インターネットを活用した海外市場開拓に関するセミナーの開催に加え、ロサンゼルス（米国）、ホーチミン（ベトナム）での現地商談会を開催するなど、お客さまの海外進出の支援にも取り組んでまいりました。

○個人のお客さまへの取組み

利便性向上に向けた各種ローンの商品内容の見直し、および「あおぎん口座開設アプリ」や「Web完結型カードローン」による来店不要の取引サービスの拡充、ならびに資産運用における総合的なコンサルティングを担う行内資格である「マネーカウンセラー」の養成・増員等、お客さまのニーズに的確に対応すべく、営業体制の充実に努めてまいりました。

また、土・日・祝日も営業する個人のお客さまの相談窓口「ローンプラザ」および「パーソナルプラザ」の一部において、営業時間の見直しを行い、より相談しやすい環境づくりに取り組んでまいりました。

○地域活性化への取組み

当行では、青森県内各自治体の地方版総合戦略の実行フェーズへの移行に合わせて、「あおぎん地方創生宣言」を行い、産学官金の連携を通じた地方創生の取組みを深化・加速化させてまいりました。また、当行ホームページ内に「地方創生特設ページ」を開設し、当行の地方創生をサポートする取組みを集約して掲載することで、お客さまのより一層の利便性の向上に努めてまいりました。

具体的な取組みとして、創業支援等にかかる関係機関との業務提携・協力協定や県産品の販路拡大や観光振興事業等を支援する産学官金による業務提携等を強力に推し進めてまいりました。

産学官金の連携実績として、当行における地域産業活性化の取組みである「『あおもり藍産業』の確立に向けた支援」が「平成28年度地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に採択され、内閣府より表彰を受けました。

○地域営業力強化に向けた取組み

平成28年6月に、地方創生等への取組みに向けた体制を強化するため、地方公共団体等との取引推進機能、ならびに産業育成・地域振興等の企画推進機能を有する「地域振興部」を新設いたしました。同時に、営業店と本部のさらなる連携を通じて、地域に応じた営業活動を強化するとともに、お客さまのニーズに対し、より迅速かつ的確な対応を実現するため、青森県内全域をカバーする「地区営業本部」を新設いたしました。

また、ゆとりあるお客さまスペースや駐車スペースの拡充等による地域のお客さまの利便性向上を図るため、松原通り支店（青森市）の新築移転、鮫支店・白銀支店（八戸市）のリニューアル移転、ならびにローンプラザ青森支店（青森市）のリニューアルを実施いたしました。

○働き方改革への取組み

仕事と生活の調和を実現するワーク・ライフ・バランス向上により、職員全員がより一層充実感をもって働くことができる職場環境づくりに努め、組織の活性化を図ることを目的に、青森県内企業で初めて「イクボス[※]宣言」および「イクボス企業同盟」への加盟を行いました。

※ 「イクボス」とは、特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパンが定義した、「共に働く部下のワーク・ライフ・バランスや人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理者）」のことを言います。

このように、平成28年度は第15次中期経営計画に基づき、お客さまのニーズを深掘りした営業の積極的な展開、ならびに地域支援への取組みの強化に努めてまいりました結果、当行の業績は次のようになりました。

譲渡性預金を含めた総預金につきましては、個人預金および法人預金が引き続き堅調に推移したことから、期末残高は期中507億円増加して、2兆4,699億円となりました。

貸出金につきましては、県内の法人向け貸出および個人向け貸出が増加したことにより、期末残高は期中399億円増加して、1兆6,995億円となりました。

有価証券につきましては、運用資産の効率化を図る一方で、市場動向を注視し適切な運用に努めました結果、国内債券を中心に期中185億円減少して、期末残高は8,552億円となりました。

損益面につきましては、経常収益は運用利回りの低下に伴う資金運用収益の減少や株式等売却益の減少等により、前期比12億95百万円減収の385億66百万円となりました。また経常費用は、資金調達費用が減少したものの、営業経費および国債等債券売却損の増加等により、前期比8億2百万円増加の317億88百万円となりました。この結果、経常利益は前期比20億96百万円減益の67億78百万円となり、当期純利益は前期比6億35百万円減益の46億12百万円となりました。

ロ. リース業務部門

リース業務の経常収益は、前期比30百万円増収の47億96百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比81百万円増益の4億18百万円となりました。

ハ. その他の業務部門

その他の業務の経常収益は、前期比59百万円増収の56億37百万円となりました。また、セグメント利益は、前期比1億35百万円増益の5億82百万円となりました。

(対処すべき課題)

マイナス金利の継続等によって低金利環境の長期化が予想されることに加え、県境を越えた金融機関の競争も激化しており、地域金融機関を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増しております。

一方、当行の主な営業地域であります青森県においては、地方創生への取組みの本格化に加え、北海道新幹線開業を契機とした経済圏の拡大、国内外の観光需要の取り込みによる経済波及効果等が期待されております。

このような中、当行は第15次中期経営計画の実践により、営業店と本部が一体となった「現場営業力の強化」を着実に推し進めてまいります。合わせて、金融の中核的な担い手として、地域活性化に対する機会を最大限活用し、地域の経済活動を牽引していく役割を發揮するとともに、当行グループ一体となった金融サービスの充実に努め、中期経営計画に掲げる目指す姿の実現を図ってまいります。

当行グループは、これからも株主の皆さまに対し、より積極的な情報開示および経営の透明性向上に努めてまいりますので、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ. 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
経常収益	48,319 ^{百万円}	49,400 ^{百万円}	49,532 ^{百万円}	47,984 ^{百万円}
経常利益	8,919 ^{百万円}	10,153 ^{百万円}	9,644 ^{百万円}	7,431 ^{百万円}
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,684 ^{百万円}	10,838 ^{百万円}	5,779 ^{百万円}	4,959 ^{百万円}
包括利益	4,285 ^{百万円}	20,693 ^{百万円}	3,981 ^{百万円}	△106 ^{百万円}
純資産額	1,064	1,172	1,191	1,180
総資産	25,867	26,635	27,250	29,055

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

□. 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	22,230	22,639	22,868	23,180
定期性預金	9,999	9,887	9,732	9,441
その他	12,230	12,752	13,135	13,739
貸 出 金	15,223	15,788	16,595	16,995
個人向け	2,885	2,953	3,148	3,437
中小企業向け	4,401	4,415	4,659	4,877
その他	7,935	8,420	8,787	8,680
商品有価証券	1	0	0	2
有 価 証 券	8,285	9,015	8,737	8,552
国 債	2,928	3,372	3,382	3,349
その他	5,357	5,643	5,355	5,202
総 資 産	25,698	26,491	27,117	28,924
内国為替取扱高	159,943	162,773	158,825	157,674
外国為替取扱高	百万ドル 360	百万ドル 387	百万ドル 230	百万ドル 246
経 常 利 益	百万円 7,675	百万円 9,136	百万円 8,874	百万円 6,778
当 期 純 利 益	百万円 4,578	百万円 4,973	百万円 5,247	百万円 4,612
1株当たり当期純利益	円 銭 22 45	円 銭 24 32	円 銭 25 81	円 銭 22 68

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

イ. 企業集団における使用人数

	当 年 度 末				前 年 度 末			
	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務	銀行業務	銀行周辺業務	リース業務	その他の業務
使用人数	1,317人	44人	13人	30人	1,353人	46人	14人	29人

注 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。

ロ. 当行の使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使用人数	1,317人	1,353人
平均年齢	41年4月	41年8月
平均勤続年数	19年1月	19年7月
平均給与月額	386千円	389千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。なお、在籍者数で記載しております。
 3. 平均給与月額は、時間外勤務手当等を含み賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

① 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
青 森 県	店 93 (うち出張所 12)	店 94 (うち出張所 13)
秋 田 県	2 (—)	2 (—)
北 海 道	3 (—)	3 (—)
東 京 都	1 (—)	1 (—)
宮 城 県	1 (—)	1 (—)
岩 手 県	1 (—)	1 (—)
合 計	101 (12)	102 (13)

注 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を185か所（前年度末188か所）設置しております。
 また、当年度末において、株式会社イーネットとの提携による店舗外現金自動設備を71か所（前年度末69か所）設置しております。

② 当年度新設営業所

営業所名	所在地
松原通り支店	青森県青森市松原3丁目9番22号

注 1. 松原通り支店は、平成28年5月9日をもって、志功館前支店および桜川出張所を統合し、新設したものであります。

2. 上記のほか、当年度において次の店舗外現金自動設備を新設いたしました。

○株式会社イーネット提携店舗外現金自動設備（5か所）

□. 銀行周辺業務、リース業務およびその他の業務

	当 年 度 末		前 年 度 末	
銀行周辺業務	青森県	3 ^店	青森県	3 ^店
青銀甲田株式会社	青森県	1	青森県	1
青銀ビジネスサービス株式会社	青森県	2	青森県	2
リース業務	青森県	5 ^店	青森県	5 ^店
あおぎんリース株式会社	青森県	5	青森県	5
その他の業務	青森県	2 ^店	青森県	2 ^店
あおぎんカードサービス株式会社	青森県	1	青森県	1
あおぎん信用保証株式会社	青森県	1	青森県	1

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業務	3,033
リース業務	17
その他の業務	0
合計	3,050

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業務	店舗新設・改修等	1,225
	事務機器・現金自動設備等	934
	ソフトウェア	830
合計		2,991

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社を有していません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
青銀甲田株式会社	青森市古川一丁目16番16号	不動産賃貸業務	昭和38年3月1日	百万円10	100.00%	—
青銀ビジネスサービス株式会社	青森市橋本一丁目5番18号	銀行事務代行業務	昭和63年4月1日	20	100.00	—
あおぎんカードサービス株式会社	青森市古川一丁目16番16号	クレジットカード業務	昭和60年7月23日	56	59.52	—
あおぎんリース株式会社	青森市古川一丁目16番16号	各種機械器具の賃貸	昭和60年10月5日	60	65.00	—
あおぎん信用保証株式会社	青森市古川一丁目16番16号	住宅ローンの信用保証業務	昭和55年1月25日	30	100.00	—

注 1. 上記の5社はすべて連結対象としております。

2. 議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. 当期の連結経常収益は47,984百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は4,959百万円となりました。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスおよび株式会社イオン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。
6. 株式会社りそな銀行、株式会社ファミリーマート、富士通株式会社および富士通フロンテック株式会社との提携（バンクタイム）により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れ等のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状 況

(年度末現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職	そ の 他
浜 谷 哲	取 締 役 会 長 (代表取締役)		
成 田 晋	取 締 役 頭 取 (代表取締役)	監査部担当	
建 部 礼 仁	専 務 取 締 役	営業統括部、法人営業部、地域振興部担当	
出 町 文 孝	常 務 取 締 役 (地区営業本部長 ：青森地区担当)	東京事務所、総合企画部、市場国際部担当	
川 村 明 裕	常 務 取 締 役	リスク統括部、審査部、システム部、事務統括部担当	
竹 内 均	常 務 取 締 役 (地区営業本部長 ：西北五・上十三 ・下北地区担当)	人事部、総務部担当	
佐々木 知彦	取 締 役 (総合企画部長)		
石 川 啓 太 郎	取 締 役 (地区営業本部長 ：弘前地区担当)		
杉 山 大 幹	取 締 役 監 査 等 委 員		
大 矢 卓	取 締 役 監 査 等 委 員 (社外取締役)	八戸港湾運送株式会社 代表取締役社長 東日本タグボート株式会社 代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社 代表取締役社長	

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
石田憲久	取締役 監査等委員 (社外取締役)	学校法人青森田中学園 理事長 株式会社青森新生活互助会 代表取締役会長	
櫛引利貞	取締役 監査等委員 (社外取締役)	カネショウ株式会社 代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組 合理事長	

- 注 1. 取締役監査等委員大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 取締役監査等委員杉山大幹氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通したものが重要な会議への出席や、会計監査人および内部監査部門等との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
3. 当事業年度中に退任した取締役および監査役は次のとおりであります。

(氏名)	(退任時の地位および担当)	(退任年月日)
林 光 男	取締役	平成28年6月23日
須 藤 光 昭	常勤監査役	平成28年6月23日
山 田 正 規	監査役	平成28年6月23日
清 藤 哲 夫	監査役	平成28年6月23日
大 矢 卓	監査役	平成28年6月23日
沼 田 徹	監査役	平成28年6月23日

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く)	11名	182 (48)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	4名	22
監 査 役	5名	8
合 計	20名	213 (48)

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記には、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名（うち社外取締役1名）および監査役5名（うち社外監査役3名）を含んでおります。
 なお、当行は同総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
3. 株主総会決議により定められた報酬等の限度額は以下のとおりであります。
 監査等委員会設置会社に移行前の報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、平成18年6月29日開催の第98期定時株主総会決議により、年額252百万円（取締役216百万円、監査役36百万円）と定められております。また、上記取締役の報酬等の限度額とは別に、平成22年6月25日開催の第102期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の限度額は、年額40百万円であります。
 監査等委員会設置会社に移行後の報酬等の限度額（使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。）は、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により、取締役（監査等委員を除く）については年額216百万円、監査等委員である取締役については年額55百万円と定められております。また、上記取締役（監査等委員を除く）の報酬等の限度額とは別に、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会決議により定められた株式報酬型ストックオプションとしての報酬等の限度額は、年額40百万円であります。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人分報酬等を次のとおり支給しております。
 取締役 3名 30百万円
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員賞与21百万円、株式報酬型ストックオプション報酬額27百万円を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。
6. 上記のうち、取締役（監査等委員を除く）の報酬等については、監査等委員会において検討した結果、妥当であるとの判断が示されております。

(3) 責任限定契約

当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。

当行は、定款の規定に従い、取締役である大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏と、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を賠償責任の限度額とする契約を締結しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
大矢 卓	八戸港湾運送株式会社代表取締役社長 東日本タグボート株式会社代表取締役社長 八戸臨港倉庫株式会社代表取締役社長
石田 憲久	学校法人青森田中学園理事長 株式会社青森新生活互助会代表取締役会長
櫛引 利貞	カネショウ株式会社代表取締役社長 青森県醸造食品工業協同組合理事長

注 大矢 卓氏、石田憲久氏および櫛引利貞氏が業務執行取締役等を兼任している法人等と当行との間には、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会、監査役会および監査等委員会への出席状況	取締役会、監査役会および監査等委員会における発言その他の活動状況
大矢 卓	4年10月	当期開催の取締役会のすべてに出席し、当期開催の監査役会のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
石田 憲久	1年10月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席し、当期開催の監査等委員会11回のうち9回に出席しております。	主に、私学経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
櫛引 利貞	0年10月	平成28年6月の就任以降開催された取締役会のすべてに出席し、当期開催の監査等委員会のすべてに出席しております。	主に、会社経営者としての立場から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	12	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 上記人数には、平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、社外監査役3名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

上記 (1) から (3) の内容に対する社外役員の意見はありません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるものおよび社外取締役を除く)	① 名称 株式会社青森銀行 第1回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成22年7月30日 ③ 新株予約権の数 227個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 22,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成22年7月31日から平成52年7月30日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	1名
	① 名称 株式会社青森銀行 第2回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成23年7月29日 ③ 新株予約権の数 440個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 44,000株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成23年7月30日から平成53年7月29日まで ⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	2名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である ものおよび社外取 締役を除く)	① 名称 株式会社青森銀行 第3回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成24年7月30日 ③ 新株予約権の数 539個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 53,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成24年7月31日から平成54年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日か ら10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	3名
	① 名称 株式会社青森銀行 第4回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成25年7月29日 ③ 新株予約権の数 707個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 70,700株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成25年7月30日から平成55年7月29日まで ⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日か ら10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である ものおよび社外取 締役を除く)	① 名称 株式会社青森銀行 第5回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成26年7月30日 ③ 新株予約権の数 719個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 71,900株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成26年7月31日から平成56年7月30日まで ⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日か ら10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	6名
	① 名称 株式会社青森銀行 第6回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成27年7月29日 ③ 新株予約権の数 735個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 73,500株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成27年7月30日から平成57年7月29日まで ⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日か ら10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員である ものおよび社外取 締役を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ① 名称 株式会社青森銀行 第7回 新株予約権 ② 新株予約権の割当日 平成28年7月27日 ③ 新株予約権の数 1,063個 ④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 106,300株 ⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月28日から平成58年7月27日まで ⑥ 権利行使価額 (1株当たり) 1円 ⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日か ら10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。 	8名
社外取締役 (監査等委員である ものを除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
執行役員	<ul style="list-style-type: none">① 名称 株式会社青森銀行 第7回 新株予約権② 新株予約権の割当日 平成28年7月27日③ 新株予約権の数 150個④ 目的となる株式の種類および数 普通株式 15,000株⑤ 新株予約権の行使期間 平成28年7月28日から平成58年7月27日まで⑥ 権利行使価額（1株当たり） 1円⑦ 権利行使についての主な条件 新株予約権者は、当行の執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内に限り、新株予約権を行使することができる。	3名

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 岩部 俊夫 指定有限責任社員 田中 宏和 指定有限責任社員 佐藤 武男	60	—

- 注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
3. 当行、当行の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は66百万円であります。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
監査等委員会設置会社移行前の監査役会において、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の内容、前年度の監査実績の検証と評価、監査の遂行状況、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断し、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。なお、本件同意理由につきましては、監査等委員会設置会社移行後に監査等委員会において確認しております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人を適切に評価するための基準を策定し、その職務遂行状況・監査体制・監査品質および独立性等を総合的に検討し、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

なお、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

(4) 会計監査人が過去2年間に受けた業務の停止の処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容の概要

イ. 処分対象者

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分内容

- ・平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分理由

- ・他社の財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制および当該体制の運用状況

(1) 内部統制システムの整備に関する基本方針

会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに基づき、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備に関し、取締役会においてその基本方針として以下の9項目につき決議しております。

イ. 取締役、執行役員、理事および職員等（以下「役職員等」という。）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等が法令等遵守の重要性を認識するとともに、反社会的勢力との関係遮断を含めた社会的規範を遵守し、その職務を遂行するため、「青森銀行倫理憲章」を定め、法令等遵守に関する基本方針および基準ならびに研修実施計画等を決定し、周知徹底を図る。
- ② 法令等に則った厳格な業務運営の確保のため、業務全般の法令等遵守事項を審議し、法令等遵守全般の運営状況を管理することを目的として、経営会議の下にコンプライアンス委員会を置く。
- ③ 経営会議においては、法令等遵守の全行横断的な一元管理を行うとともに、法令等遵守に必要な事項を審議、決定、指示する。また、経営会議は、法令等遵守に関する審議事項等を取締役会に報告する。

- ④ 法令等遵守に関する統括部署として、リスク統括部法務コンプライアンス室を設置する他、各部店にはコンプライアンス担当責任者を置き、法令等遵守体制の整備および維持を図る。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定および研修を実施する。
- ⑤ 取締役は、法令または定款に違反する重要な事実等を発見した場合は、すみやかに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 執行役員、理事および職員等は、組織的又は個人的な法令に反する行為等を発見した場合は、すみやかにコンプライアンス通報窓口に報告する。
- ⑦ 内部監査部署である監査部は、各部店における法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理に関する規程等を制定し、保存および管理する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当行は、当行の業務執行に係るリスクとして、以下A. からD. のリスクに分類し、管理する。
A. 信用リスク B. 市場リスク C. 流動性リスク D. オペレーショナル・リスク
- ② 取締役会は、リスク管理規程を定め、リスク管理に関する方針の決定ならびに統括部署としてのリスク統括部および横断的組織としてのリスク管理委員会を設置し、リスクを管理する。
- ③ 各リスクについては、リスク毎の管理規程等に定める担当部署が、リスクを管理する。
- ④ 監査部は、リスク管理体制の有効性について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。
- ⑤ 不測の事態が発生した場合には、緊急事態対策委員会を設置し、適切かつ迅速な対応策を審議・決定し、損害の拡大を防止する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、役職員等の業務執行の基本となる中期経営計画を定めるとともに、事業年度毎の経営計画を策定する。
- ② 取締役会は、組織および職制・分掌・権限に関する規程等を制定し、効率的に業務を遂行する。
- ③ 取締役は、業務執行状況について取締役会に報告する。

ホ. 当行およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社の統括部署である総合企画部は、法令等遵守体制やリスク管理体制の整備等内部統制システムの構築を目的に、グループ会社の運営に関する要領を制定し、業務管理部署を定め、当行への協議および報告ならびにモニタリング等の体制を整備する。

- ② 当行は、グループ会社が策定する事業年度毎の経営計画について、その業務執行状況の報告体制を整備するとともに、必要な規程等を整備するよう管理・指導し、業務が効率的に行われる体制を確保する。
- ③ グループ会社の役職員等が法令等違反に関する重要な事実を発見した場合には、リスク統括部に報告する。リスク統括部はすみやかに取締役および監査等委員会に報告する。
- ④ 監査部は、グループ会社の業務執行状況について監査を実施し、その結果を取締役会および監査等委員会に報告する。

へ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および所定の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助する職員を配置することにより、有効な監査等委員会の監査を確保する。
- ② 監査等委員会補助者は業務の執行にかかる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。なお、監査等委員会補助者の独立性や指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者の人事異動・人事評価については、予め監査等委員会の同意を得る。

ト. 役職員等が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 当行およびグループ会社の役職員等は、法令等に違反する重要な事実または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合には、監査等委員会に必要な報告および情報を提供する。
- ② 当行およびグループ会社は、監査等委員会に報告および情報を提供した役職員等が、当該報告等を理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議など重要な会議に出席できるものとし、必要に応じて役職員等にその報告を求める。

チ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

リ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、代表取締役と経営課題、監査上の重要課題等について定期的に意見交換をする。
- ② 監査等委員会は、会計監査人と会計監査内容について、定期的に意見および情報の交換を行い、監査の実効性を確保する。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

上記方針に基づく当行グループの内部統制システムの当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

イ. 役職員等の職務の執行が法令および定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

定例取締役会12回、臨時取締役会2回を開催しました。また、取締役会から委任を受けた事項にかかる決定機関として設置していた常務会（14回）、法令等遵守経営会議（1回）を開催し、平成28年6月23日以降、常務会と法令等遵守経営会議を統合して設置した経営会議（46回）等を開催しました。

ロ. 法令等遵守体制

コンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、プログラムの進捗・達成状況を法令等遵守経営会議（1回）または経営会議（3回）および取締役会へ報告（4回）したほか、コンプライアンス違反の発生状況および反社会的勢力との取引遮断等について、法令等遵守経営会議または経営会議において審議し、その内容を取締役会に報告しました。

ハ. リスク管理体制

リスク管理の状況をリスク管理委員会でモニタリング（4回）し、リスク管理体制の状況について取締役会に報告（4回）しました。

ニ. 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社の実績について常務会（1回）および経営会議（3回）に報告しました。また、グループ会社代表者連絡会を開催し、当行グループにおける経営課題の把握と方針について討議を行いました。

ホ. 監査等委員の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役、監査部、会計監査人との間でそれぞれ意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12. その他

該当事項はありません。

第109期 (平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益	27,524	38,566
資金運用収益	18,505	
貸出証券利息	8,980	
有価証券の他の受取利息	19	
預け入れの受取利息	17	
その他の受取利息	1	
役務受取の他の業務収益	6,159	
その他の業務収益	1,266	
外国債の他の業務収益	4,893	
その他の業務収益	525	
外国債の他の業務収益	47	
その他の業務収益	477	
その他の業務収益	0	
その他の業務収益	4,356	
貸倒引当金の戻取	2,443	
株式の他の費用	5	
その他の費用	1,073	
その他の費用	834	
経常費用	1,419	31,788
資金調達費用	1,041	
譲渡性預金	59	
二借一払	198	
債券借入金	31	
借入金	10	
その他の支払	29	
その他の支払	47	
役務支取の他の業務費用	3,101	
その他の業務費用	316	
その他の業務費用	2,785	
その他の業務費用	2,041	
その他の業務費用	0	
その他の業務費用	2,011	
その他の業務費用	28	
営業経常費用	23,975	
その他の経常費用	1,250	
株式の他の経常費用	575	
その他の経常費用	0	
その他の経常費用	675	
経常利益	675	6,778

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 利 益 処 分 益	0
特 別 資 産 処 分 損 失	662
特 別 固 定 資 産 減 損	175
特 別 固 定 資 産 減 損	486
税 引 前 当 期 純 利 益	6,115
法 人 税 及 住 民 税 等 調 整 額	1,753
法 人 税 等 調 整 額	△250
法 人 税 等 調 整 額	1,503
当 期 純 利 益	4,612

招集ニ通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

第109期末 (平成29年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	287,383	預 金	2,311,578
買入金銭債権	2,448	譲渡性預金	148,597
商品有価証券	236	コールマネー及び売渡手形	83,521
有価証券	852,936	債券貸借取引受入担保金	5,164
貸出金	1,689,245	借入金	183,301
外国為替	1,202	外国為替	10
リース債権及びリース投資資産	13,046	その他負債	30,909
その他資産	25,246	賞与引当金	619
有形固定資産	20,674	役員賞与引当金	16
建物	6,847	退職給付に係る負債	456
土地	11,427	役員退職慰労引当金	15
建設仮勘定	6	睡眠預金払戻損失引当金	615
その他の有形固定資産	2,393	繰延税金負債	3,833
無形固定資産	1,692	再評価に係る繰延税金負債	1,648
ソフトウェア	1,605	支払承諾	17,124
その他の無形固定資産	86	負債の部合計	2,787,414
退職給付に係る資産	2,523	(純資産の部)	
繰延税金資産	470	資本金	19,562
支払承諾見返	17,124	資本剰余金	12,916
貸倒引当金	△8,717	利益剰余金	66,839
投資損失引当金	△3	自己株式	△494
		株主資本合計	98,823
		その他有価証券評価差額金	17,138
		繰延ヘッジ損益	△3
		土地再評価差額金	2,495
		退職給付に係る調整累計額	△479
		その他の包括利益累計額合計	19,151
		新株予約権	119
		純資産の部合計	118,094
資産の部合計	2,905,509	負債及び純資産の部合計	2,905,509

第109期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		47,984
資金運用収益	27,156	
貸出金利息	18,473	
有価証券利息配当金	8,645	
コールローン利息及び買入手形利息	19	
預け金利息	17	
その他の受入利息	1	
役務取引等収益	6,117	
その他の業務収益	525	
その他の経常収益	14,183	
貸倒引当金戻入益	2,515	
償却債権取立益	15	
その他の経常収益	11,652	
経常費用		40,552
資金調達費用	1,466	
預金利息	1,040	
譲渡性預金利息	59	
コールマネー利息及び売渡手形利息	198	
債券貸借取引支払利息	31	
借入金利息	59	
その他の支払利息	77	
役務取引等費用	2,667	
その他の業務費用	2,041	
営業経常費用	23,406	
その他の経常費用	10,971	
その他の経常費用	10,971	
経常利益		7,431
特別利益		0
特別損失		687
固定資産処分益	0	
固定資産処分損失	201	
減損	486	
税金等調整前当期純利益		6,744
法人税、住民税及び事業税	2,082	
法人税等調整額	△297	
法人税等合計		1,784
当期純利益		4,959
親会社株主に帰属する当期純利益		4,959

招集ご通知

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊤
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 田 中 宏 和 ㊤
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月10日

株式会社 青森銀行
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 岩 部 俊 夫 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 田 中 宏 和 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 佐 藤 武 男 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社青森銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社青森銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議の議事録及び決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- イ. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ロ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ハ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社 青森銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 杉 山 大 幹 ㊟

監 査 等 委 員 大 矢 卓 ㊟

監 査 等 委 員 石 田 憲 久 ㊟

監 査 等 委 員 櫛 引 利 貞 ㊟

- (注) 1. 監査等委員 大矢卓、石田憲久及び櫛引利貞は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 当行は平成28年6月23日開催の第108期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しましたので、平成28年4月1日から平成28年6月22日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当行は、長期にわたり経営基盤の拡充に努めるとともに、安定的な配当を継続することを基本方針としております。このような方針のもと、当期の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は611,245,767円となります。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施いたしました中間配当金3円を含めまして、1株につき6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月28日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,000,000,000円

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する取り組みを進めております。

当行はこの趣旨を尊重し、本議案が承認可決されることを条件として、平成29年10月1日付で当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することを、平成29年5月12日開催の取締役会で決議いたしました。

これに伴い、普通株式の売買単位（単元株式数）の変更後においても、当行株式の投資単位（1売買単位当たりの価格）を全国証券取引所が望ましいとする水準（5万円以上50万円未満）とするとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 株式併合の内容

(1) 併合する株式の種類および割合

当行普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(2) 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

(3) 効力発生日における発行可能株式総数

2,940万株

(4) その他

端数株式の処分方法等その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

【ご参考】

会社法第182条第2項および第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、現行定款第6条および第8条について以下のとおり変更されることとなります。

なお、本変更につきましては、第2号議案が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生ずるものいたします。

(下線___は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 後
(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>2億9,400万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>2,940万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> と する。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> と する。

注 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主さまがお持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）9名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は本議案について検討した結果、当該事業年度における各候補者の業務執行状況および業績等を鑑み、当行取締役として適任であると判断いたしました。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
①	<p>はま や さとし 浜 谷 哲 (昭和25年12月11日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>昭和48年4月 当行へ入行 平成15年6月 同取締役審査部長 平成18年6月 同取締役総合企画部長 平成19年6月 同常務取締役 平成21年6月 同専務取締役 平成22年6月 同取締役副頭取 平成23年4月 同取締役頭取 平成27年4月 同取締役会長（現任）</p>	36,000株
	<p>《取締役候補者とした理由》 当行の経営に携わり、豊富な経験と実績を有しております。平成23年4月からは代表取締役頭取として、当行の経営を担ってまいりました。これらの経験をもとに、取締役会の意思決定機能および監督機能向上による経営体制の強化が期待できることから、取締役候補者としたしました。</p>		
②	<p>なり た すすむ 成 田 晋 (昭和29年9月27日生)</p> <p style="text-align: center;">[再任]</p>	<p>昭和53年4月 当行へ入行 平成20年6月 同執行役員審査部長 平成22年6月 同執行役員弘前支店長 平成23年4月 同執行役員弘前地区統括 平成23年6月 同常務取締役 平成26年6月 同専務取締役 平成27年4月 同取締役頭取（現任） 監査部担当</p>	54,200株
	<p>《取締役候補者とした理由》 営業店、本部いずれの業務についても経験が豊富であり精通しております。平成26年6月の代表取締役就任以来、当行の経営を的確に担い、また十分な社会的信用力を有しております。経営管理および業務執行の最高責任者としての役割が期待できることから、取締役候補者としたしました。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株 式 数
③	たて べ れい じ 建 部 礼 仁 (昭和31年5月20日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和54年4月 当行へ入行 平成12年4月 同白銀支店長 平成15年7月 同津軽和徳支店長 平成17年6月 同函館支店長 平成19年7月 同仙台支店長 平成21年10月 同地域開発部長 平成22年6月 同執行役員地域開発部長 平成23年6月 同執行役員弘前地区統括 平成24年6月 同取締役弘前地区統括 平成25年6月 同常務取締役 平成27年6月 同専務取締役 (現任) 営業統括部、法人営業部、地 域振興部担当	31,500株
<p>《取締役候補者とした理由》 平成24年6月取締役に就任、直近では営業統括部・法人営業部・地域振興部を統括しリーダーシップを発揮してきました。銀行の経営管理を公正に遂行できる知識・経験および十分な社会的信用を有しており、取締役候補者といたしました。</p>			
④	で まち ふみ たか 出 町 文 孝 (昭和31年12月9日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	昭和54年4月 当行へ入行 平成13年6月 同浪打支店長 平成15年6月 同東京事務所長 平成18年7月 同十和田支店長 平成20年6月 同新町支店長 平成22年6月 同監査部長 平成23年4月 同執行役員本店営業部長 平成25年6月 同取締役総合企画部長 平成26年6月 同常務取締役青森地区統括 平成28年6月 同常務取締役地区営業本部長 (青森地区担当) (現任) 東京事務所、総合企画部、市 場国際部担当	32,400株
<p>《取締役候補者とした理由》 東京事務所長、監査部長、執行役員本店営業部長を歴任、平成25年6月の取締役総合企画部長就任以降も当行役員として尽力してきました。経験分野が幅広くバランス感覚にも優れているため、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑤	かわ むら あき ひろ 川 村 明 裕 (昭和32年9月11日生) 再任	昭和56年4月 当行へ入行 平成17年4月 同湊支店長 平成19年4月 同総合企画部部長兼広報室長 平成20年1月 同個人部長 平成21年6月 同総合企画部長 平成23年4月 同執行役員営業統括部長 平成24年6月 同執行役員審査部長 平成25年6月 同取締役弘前地区統括 平成27年6月 同常務取締役(現任) リスク統括部、審査部、システム部、事務統括部担当	32,400株
《取締役候補者とした理由》 個人部長、総合企画部長、営業統括部長、審査部長を歴任し平成25年6月取締役就任。直近は本部4部門を統率、卓越したリーダーシップを発揮。当行の事業発展に貢献できる人材であるため取締役候補者としたしました。			
⑥	たけ うち ひとし 竹 内 均 (昭和32年7月5日生) 再任	昭和56年4月 当行へ入行 平成13年3月 同石江支店長 平成14年12月 同審査部審査役 平成16年7月 同審査部企業支援室長 平成19年7月 同函館支店長 平成21年7月 同三沢支店長 平成23年4月 同八戸支店長 平成24年6月 同執行役員八戸地区統括 平成26年6月 同取締役八戸地区統括 平成27年6月 同常務取締役 平成28年6月 同常務取締役地区営業本部長 (西北五・上十三・下北地区 担当)(現任) 人事部、総務部担当	27,700株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を4カ店歴任した実績から、業務全般に精通し十分な知識も具備しております。平成26年6月取締役就任、直近は人事・総務部門を統括。経営者として十分な社会的信用を得ており、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑦	さ さ き とも ひこ 佐々木 知彦 (昭和35年4月25日生) 再任	昭和58年4月 当行へ入行 平成16年4月 同松園町支店長 平成21年10月 同仙台支店長 平成23年6月 同市場国際部長 平成24年6月 同八戸支店長 平成26年6月 同執行役員総合企画部長 平成27年6月 同取締役総合企画部長 (現任)	16,000株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店、本部部長を2部門歴任し平成27年6月に取締役就任。バランスのとれた経営者としての資質を備えており、取締役として迅速かつ機動的な意思決定が期待できることから、取締役候補者といいたしました。			
⑧	いし かわ けい た ろ う 石川 啓太郎 (昭和36年4月26日生) 再任	昭和59年4月 当行へ入行 平成17年6月 同大湊支店長 平成20年6月 同湊支店長 平成21年11月 同湊支店長兼本町支店長 平成22年4月 同人事部長 平成23年4月 同総合企画部長 平成25年6月 同本店営業部長 平成26年6月 同執行役員本店営業部長 平成27年6月 同執行役員営業統括部長 平成28年6月 同取締役地区営業本部長 (弘前地区担当) (現任)	19,600株
《取締役候補者とした理由》 営業店長を3カ店・本部部長を3部門歴任し、平成28年6月に取締役就任。直近は地区営業本部長として弘前地区を統率。当行の事業発展に十分貢献できると判断したことから、取締役候補者といいたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当行の 株式数
⑨	いし ばし さとる 石 橋 理 (昭和34年5月5日生) 新任	昭和58年4月 当行へ入行 平成17年7月 同十和田南支店長 平成19年12月 同八戸支店営業第二部長 平成22年4月 同湊支店長兼本町支店長 平成22年11月 同湊支店長 平成24年4月 同むつ支店長 平成26年6月 同八戸支店長 平成27年4月 同執行役員八戸支店長 平成27年6月 同執行役員八戸地区統括 平成28年6月 同執行役員地区営業本部長 (八戸地区担当) (現任)	25,100株
	<p>《取締役候補者とした理由》 営業店長を4カ店歴任した経験から業務全般に精通。平成27年4月に執行役員就任。直近では地区営業本部長として八戸地区を統率。当行の経営体制強化が期待できることから取締役候補者といたしました。</p>		

注 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、平成29年6月26日（月曜日）午後5時までに行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書用紙）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によってインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。
詳細につきましては、後記のヘルプデスクにお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

5. 議決権行使プラットフォームについて（機関投資家のみなさまへ）

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

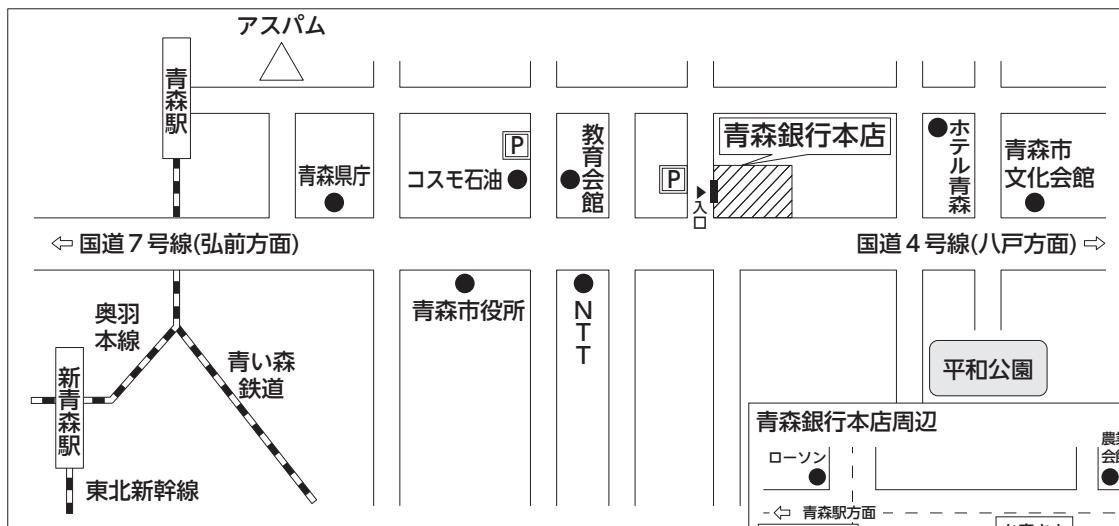
<システム等に関するお問い合わせ先>	
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）	
電 話	0120-173-027（通話料無料）
受付時間	午前9時から午後9時まで

株主総会会場ご案内略図

会場 青森市橋本一丁目9番30号

青森銀行本店大会議室（8階）

電話 （017）777-1111（代表）



株主総会にお車でお越しの場合は、本店西側「お客さま駐車場」または臨時駐車場「マルサ本町有料駐車場」をご利用ください。なお、マルサ本町有料駐車場をご利用の場合、無料駐車券をご用意しておりますので、株主総会会場受付にお申し出ください。

